

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成29年9月11日付けで行った法に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、おおむね以下のとおりであり、本件処分を取り消した上で、返納した金銭を返還せよと主張している。

- (1) 〇〇共済は生活保護開始前の前年度より自分の資金で掛けていたのであり、その本件割戻金がたまたま平成29年8月1日におりただけであるから、収入と認定すべきではない。
- (2) 本件清算金は、同年6月に年払いしたNHK受信料の過払い金が返ってきたものであるから、収入と認定すべきではない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年4月10日	諮問
平成30年5月21日	審議（第21回第4部会）
平成30年6月18日	審議（第22回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法8条1項によれば、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とされている。これを踏まえ、保護費は、厚生労働大臣が定めた法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に従って、要保護者各々について具体的に決定される。
- (2) 法25条2項によれば、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。」とされている。
- (3) 就労に伴う収入以外の収入認定についての基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」と

いう。)第8・3・(2)・エ・(イ)によると、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入(3)のオ、カ、又はキに該当する額を除く。)については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が、世帯合算額8000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」とされている。

2 本件処分について

これを本件割戻金及び本件清算金についてみると、それぞれの掛金や受信料に相当する金銭がもともとは請求人のもとにあった資産だったとしても、これらを保護開始申請時における請求人の資産として認めることはできない。しかしながら、これらが解約等、所定の手続を経たのち、請求人への返還が認められた場合は、その返還日をもって請求人の資産となると解されるどころ、本件における当該各返還は、処分庁による平成29年6月の保護開始後の同年8月1日(割戻金)及び同月4日(清算金)であることが認められる。

そうすると、本件割戻金及び本件清算金のそれぞれの返還により、これらについては、請求人が保護開始後に取得し、最低限度の生活を維持するために活用すべき資産として収入認定すべきものであると認められ、処分庁が本件割戻金及び本件清算金を請求人の収入として認定し、保護変更決定するとした本件処分は、1の法令等にのっとり行われているものであり、違法・不当な点は認められない。

3 ところで、処分庁は請求人の各収入申告に基づき、本件割戻金及び本件清算金を請求人の就労収入以外の収入として取り扱うこととし、本件割戻金14,970円から8,000円を控除した6,970円と、本件清算金22,540円から8,000円を控除した14,540円の合計21,510円について、平成29年8月における請求人の収入として収入認定したことから、平

成 29 年 8 月における請求人の収入とした本件割戻金及び本件清算金について、それぞれ 8,000 円（計 16,000 円）を控除していることが認められる。

しかしながら、これは、上記 1・(3) の次官通知を誤って適用している（月額 8,000 円が限度となる。）ところ、この取扱いは請求人にとって有利な取扱いとなっていると認められることから、同取扱いをもって、本件審査請求における本件処分の取消理由とすることはできない（行政不服審査法 48 条参照）。

4 請求人は、上記第 3 のことから、本件処分の違法・不当を主張しているが、本件処分に違法・不当な点がないことは上記 2 のとおりであるから、請求人の当該主張には理由がない。

5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美